

群馬県災害医療コーディネーター設置要綱

(事業の目的)

第1条 本県における災害時の医療施策について、有効な対策を円滑に実施することを目的として、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター及び地域災害医療コーディネーター（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。

(選考)

第2条 災害医療コーディネーター及び災害医療サブコーディネーターは、次の各号の基準により知事が選考し委嘱するものとする。

- 一 災害医療と救急医療に関し一定の経験と優れた知識を有すること。
- 二 原則として日本DMA Tの資格を有すること。
- 三 県内の医療環境に精通し、幅広い人脈とコーディネート能力を有すること。

第2条の2 地域災害医療コーディネーターは、次の各号の基準により地域災害医療対策会議が選考し、保健福祉事務所長又は保健所長の推薦に基づき、知事が委嘱するものとする。

- 一 災害医療と救急医療に関し一定の経験と優れた知識を有すること。
- 二 原則として日本DMA Tの資格を有すること。
- 三 地域の医療環境に精通し、幅広い人脈とコーディネート能力を有すること。

(業務)

第3条 災害医療コーディネーターは、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- 一 県災害対策本部における県全体の医療救護活動の実施に係る助言
- 二 本県から他都道府県へDMA Tや医療救護班を派遣する際の調整
- 三 平時における県の災害医療体制に対する助言
- 四 県が主催する災害医療研修等の実施に係る企画運営
- 五 その他、県が必要と認める災害医療施策に関すること

第3条の2 災害医療サブコーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、前条に定める災害医療コーディネーターの業務を代理する。

第3条の3 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、次の各号に掲げる業務に従事する。

- 一 地域の医療救護活動の実施に係る助言
- 二 地域におけるDMA Tや医療救護班を派遣する際の調整
- 三 平時における地域の災害医療体制に対する助言
- 四 県が主催する災害医療研修等の実施に係る企画運営
- 五 その他、県が必要と認める災害医療施策に関すること

(委嘱条件)

第4条 災害医療コーディネーター等の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の災害医療コーディネーター等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 報償費については、群馬県災害救助法施行細則（昭和35年5月6日規則第26号）等に基づき定める。

(守秘義務)

第5条 災害医療コーディネーター等は、業務上知得した秘密を第三者に漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、災害医療コーディネーター等に関する必要な事項は、医務課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月30日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月9日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月19日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月2日から適用する。